

令和４年度養老町プレミアム付電子商品券利用規約

令和４年度養老町プレミアム付電子商品券利用規約（以下「本規約」といいます）は、養老町商工会（以下「発行者」といいます）が、発行、販売、決済、換金（以下単に「発行等」といいます）する令和４年度養老町プレミアム付電子商品券（以下単に「電子商品券」といいます）の利用に関し、電子商品券の利用者（保有者および保有希望者）の遵守事項および発行者と利用者との間の契約の内容（権利義務関係）を定めるものです。
電子商品券を利用する方は、本規約の全文を必ずお読みください。

第１条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1)養老町プレミアム付電子商品券

発行者が、利用者に対し発行する電磁的方法により記録される電子商品券であって、利用者が、本規約および発行者が別途定める規約等の条件に従い、取扱店において電子商品券使用取引の決済に使用することができるものをいいます。

なお、電子商品券は、別表「令和４年度養老町電子商品券発行要領」（以下「別表」という）に定める条件が適用されます。

(2)利用者

本規約の内容に同意のうえ、電子商品券の発行を受け、電子商品券を利用する個人をいいます。

(3)本アプリ

利用者が電子商品券の発行を受け、利用する目的で利用者のスマートフォン上で使用するアプリケーションソフトウェアをいいます。

(4)取扱店

発行者が行う審査の基準を満たし、利用者との間で自己が指定した対象商品等について、電子商品券使用取引を行う養老町内に事業所のある個人事業者および法人をいいます。

対象商品等は、発行者が規約で認めるものに限り、対象商品等に含まないものは次のとおりです。

- ①出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- ②国・地方公共団体への支払い（粗大ごみ処理券、国民健康保険料等）
- ③商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、切手付ハガキ、印紙、プリペイドカード、回数券、貴金属、有価証券、宝くじ、金券等の換金性の高いものの購入
- ④たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器及び仕入れ商品等の購入並びに自社商品の購入
- ⑥土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車等）に関わる支払い
- ⑦現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- ⑨特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩電子商品券の交換又は売買

⑪その他、この電子商品券の発行趣旨にそぐわないもの。また、養老町が指定するもの

(5)電子商品券使用取引

電子商品券の利用者が、取扱店において、電子商品券の残高と引き換えに、対象商品等を購入、またはサービスの提供を受ける取引をいいます。

第2条（電子商品券の発行、販売）

(1)利用者は、本アプリを利用し、発行者に対し電子商品券の発行を申し込むことができます。ただし、利用者は、発行を申し込む際、本アプリにアカウント登録しなければならないものとします。

(2)発行者は、システムを使用して、所定の情報を入力し、利用者が本アプリを利用したシステムに登録された金額を読み取ることができるかたちで電子商品券を発行します。

(3)発行者は、利用者による第1項に従った電子商品券の発行の申込みを承諾するときは、別表に定めるとおり先着順で申込みが出来るものとし、利用者による代金の決済完了後、速やかに、前項に従い、電子商品券を発行します。ただし、別表に定める購入限度額以上の電子商品券の発行を受けることができないものとします。

また、発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、電子商品券の発行を一時的に停止する場合があることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。

(4)利用者は、発行された残高および利用履歴を、本アプリを利用して確認することができます。

(5)電子商品券の発行、販売に要する利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

第3条（電子商品券の利用）

(1)利用者は、取扱店の確認のもと、取扱店店頭に保有するスマートフォンを提示し、取扱店を識別するQRコードを読み取り、取扱店が提供する財またはサービスの価格（含む消費税相当額、以下「電子商品券取引相当金額」という）に相当する電子商品券の金額を入力することで、利用者の保有する電子商品券の残高から当該電子商品券の金額を減じる方法で、電子商品券を取扱店との間の電子商品券使用取引の決済に利用できるものとします。提示する電子商品券の未使用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受け取ることはできません。ただし、一部の取扱店では、不足額を現金または取扱店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受け取ることができるものとします。

(2)利用者は、事前に利用完了画面をキャプチャした画像、その他、本アプリおよびこれらに表示される画面の複製物を提示する形での電子商品券の利用はできません。

(3)取扱店は、電子商品券使用取引中、利用画面を利用者の情報端末により、利用金額が正しく表示されていることを利用者と相互確認するものとします。

(4)利用者は、電子商品券の使用取引の完了後、本アプリにより利用残高が正しく表示されていることを確認するものとします。

(5)電子商品券の利用に要する利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は、利用者が負担するものとします。

第4条（電子商品券の使用取引の取消し等）

利用者は、法令に基づき売買等の契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、取扱店との間で行った電子商品券の使用取引を取消し、または解除することができないものとします。ただし、利用者が取扱店から返金を受ける必要がある場合、現金もしくは電子商品券の残高にて受け戻すものとし、利用者と取扱店の責任において対処するものとします。

第5条（払戻し）

利用者は、電子商品券の発行を受けた後は、払い戻しを受けることはできません。

第6条（禁止事項）

利用者は、次に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1)本アプリに表示される利用画面のキャプチャ並びに電子商品券を複製し、改変し、公衆送信すること。
- (2)違法又は公序良俗に反する目的で電子商品券の発行を受け、又は電子商品券使用取引を行うこと。
- (3)申込みに際し、発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること
- (4)その他本規約に反すること

第7条（免責）

- (1)電子商品券を不正に利用する行為（発行者または取扱店が不適切と判断する行為）を利用者が行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者または取扱店は、利用者による電子商品券の利用を認めない場合があります。また、利用者が前条に違反し、または本 ID・パスワードの紛失、その他の理由により電子商品券を第三者に利用されるなどして失った場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとします。
- (2)利用者は、本規約に違反したことにより発行者または取扱店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。
- (3)発行者は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第8条（期間）

電子商品券の利用期間は、別表に定めるものとします。利用期間の終了をもって未使用残高は失効します。なお、利用期間の終了は、Web サイトで事前予告のうえ変更する場合があります。

第9条（個人情報等の取扱い）

発行者は、電子商品券の発行または利用にあたり収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

- (1)個人情報とは、電子商品券の発行または利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、E メールアドレス、郵便番号など、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます）をいいます。
- (2)電子商品券の発行および利用に関し発行者に提供した個人情報は、次の目的にのみ利用します。

- ①電子商品券の運営およびサービス提供
 - ②サービス内容の充実、改善、新サービス提供を目的とした分析
 - ③電子メール等の通知手段による情報発信
 - ④利用者からの問い合わせ等に対する適切な対応
 - ⑤個人を特定できない形での統計情報としての使用
 - ⑥その他、上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- (3)発行者は、利用者から取得した個人情報を下記②に定める目的で、下記③に掲げる者と共同して利用をします。

①共同して利用される個人情報の項目

発行者が電子商品券のサービスに関連して取得した利用者の個人情報

②利用目的

利用者からの電子商品券の発行、管理のためのシステムに関する問い合わせ、相談に対する対応および同システムの適切な運営管理、電子商品券の発行とその管理を行うことを目的としたシステム上の利用分析、新規サービスの開発と既存サービスの改善等

③共同して利用する者の範囲

養老町

第 10 条（反社会的勢力の排除）

(1)利用者は、次の各号のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを表明し、保証します。

- ①自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること
- ②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにでも該当する行為を行ってはならない。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3)発行者は、利用者が前2項の要件に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、利用者の保有する電子商品券の残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

(4)前項の場合、当該利用者の保有する電子商品券の残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第 11 条（利用停止または中止）

(1)発行者および取扱店は、次の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に対し事前に通知することなく、電子商品券の発行および電子商品券使用取引の全部もしくは一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、電子商品券の全部または一部を利用することができません。

①発行者の責によらない通信機器、回線もしくはコンピューター等の障害、または災害・事変等やむを得ない事由によりシステムを利用することができない場合

②システムの保守・点検等により、システムを停止する必要がある場合

③利用者が本規約に違反し、または違反したおそれがある場合

④利用者が電子商品券を違法もしくは不正に入手、利用した場合、またはそのおそれがある場合

⑤電子商品券の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合

(2)発行者および取扱店は、本条に基づき実施した措置に基づき、利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第 12 条（本規約の変更）

発行者は、その裁量により、民法第 548 条の4にしたがって本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、所定の Web サイト等への掲載、その他発行者が適切であると判断する方法により、利用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用者が電子商品券を利用した場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第 13 条（権利義務の譲渡等）

利用者は発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位または権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、そのほかの処分をすることはできません。

第 14 条（電子商品券の発行および管理に関する業務の終了）

発行者は、天変地異、公衆衛生上の地域における疫病の蔓延、社会情勢の変化、法令の改廃、制定、通信回線の事故、その他、当事者の責めに帰すことのできない不可抗力、その他技術上、または、営業上の判断等の理由により、電子商品券の発行および管理に関する業務の全部または一部を終了することがあります。この場合、所定の Web サイト等において、掲載をすることにより利用者に周知する措置を講じます。

第 15 条（退会）

(1)利用者様がサービスの利用を終了し退会しようとする場合は、本アプリ内の退会手続きページから、所定の退会手続き完了することによりサービスを退会できるものとします。

(2)退会にかかる費用は一切生じません。

(3)本アプリを退会した場合であっても、電子商品券利用期間中は利用者の電話番号、購入履歴はシステムで保持します。

第 16 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または失効不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 17 条（連絡、通知）

本規約の変更に関する通知その他発行者から利用者に対する連絡または通知は、本アプリまたは電子商品券にかかる Web サイト上の適宜の場所への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとします。

第 18 条（準拠法および管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因するまたは関連する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（令和 4 年 8 月 1 日制定）

(別紙)

「令和４年度養老町プレミアム付電子商品券発行要領」

養老町商工会(以下「発行者」といいます)は次表の要領で、令和４年度養老町プレミアム付電子商品券(以下「電子商品券」といいます)を発行、販売、決済および換金を行います。

項番	項目	内容
1	発行方式	発行者が、電磁的方法により記録される電子商品券として発行します。発行者は、電磁的方法による記録、その他電子商品券の発行、販売、決済にかかる運用を行います。
2	発行総額	93,750,000 円(プレミアム付与分を含む)
3	販売総額	75,000,000 円
4	プレミアム率	25%
5	額面	1口 12,500 円(プレミアム付与分を含む)
6	販売単位、購入限度額	1口 10,000 円(最大 10 口 100,000 円)
7	電子商品券の発行	保有希望者(電子商品券の保有を希望する者であり、自らのスマートフォンにアプリをダウンロードできる者)は、養老町商工会が運営する事務局にて、電子商品券の購入を申し込みます。事務局はシステムを通じて、プレミアム付与分の電子商品券を発行し、保有希望者はアプリを通じて、発行された電子商品券を受け取ります。保有希望者は、購入金額を事務局所定の方法にて、支払うものとします。
8	発行日	令和４年 9月1日
9	取扱店	利用者は、発行者から指定を受けた取扱店(利用者との間で自己が指定した対象商品等について電子商品券を使用した取引を行う養老町内に事務所のある個人事業者および法人)で電子商品券を利用できる。対象商品等は、発行者が規約で認めるものに限るものとし、以下は対象商品等に含まないものとする。 ①出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等)、②国・地方公共団体への支払い(粗大ごみ処理券、国民健康保険料等)、③商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、切手付ハガキ、印紙、プリペイドカード、回数券、貴金属、有価証券、宝くじ、金券等の換金性の高いものの購入、④たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入、⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器及び仕入れ商品等の購入並びに自社商品の購入、⑥土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産や資産性の高いもの(自動車等)に関わる支払い、⑦現金との換金、金融機関への預け入れ、⑧風俗営業等

		の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に係る支払い、⑨特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの、⑩電子商品券の交換又は売買、⑪その他、この電子商品券の発行趣旨にそぐわないもの。また、養老町が指定するもの
10	利用期間	令和4年9月1日から令和5年1月31日 なお、期間終了をもって、利用者の未使用残高は失効します
11	決済方法	利用者は、取扱店の確認のもと、取扱店が所定の方法で印刷された QR コードを、自ら保有するスマートフォンを利用し、読み取ることで取扱店を認識します。そして、取扱店が提供する財又はサービスの価格(含む消費税相当額、以下「電子商品券取引相当金額」という)に相当する電子商品券の残高を減じて決済を行います。提示する電子商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受け取ることができないものとします。ただし、一部の取扱店では、不足額を現金又は取扱店の指定する方法により支払いうことにより、商品やサービスを受けることができるものとします。
12	換金	取扱店が、取扱店において利用された電子商品券取引相当金額を、発行者から円で受け取る手続き。 取扱店は、令和4年9月1日から令和5年2月7日の期間において、換金の手続きを行うことができます。
13	禁止事項	電子商品券の払戻し。 電子商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造などの不正行為。